

生野区小・中学校教育環境再編方針

就学制度の改善について

平成 26 年 4 月

大阪市生野区役所

「就学制度の改善について」のとりまとめにあたって

大阪市では、市政改革プラン（平成 24 年）をはじめ大阪市教育局振興基本計画（平成 25 年改訂）や学校活性化条例（平成 24 年）などに基づき、市政改革や教育の振興に向けたさまざまな取組を進めています。

生野区では、教育委員会でとりまとめられた学校選択制の制度化と指定外就学の基準の拡大を方向性とする「就学制度の改善について（平成 24 年 10 月）」、及び 11 学級以下の小学校を教育環境に課題を抱える小規模校と定義し適正な教育環境の確保に向けた取組をすすめることを柱とした「大阪市学校適正配置審議会答申（平成 22 年 2 月）」に基づいて、当区の教育力の向上、教育環境の充実を図り、子どもたちの最善の利益を図るための取組について検討を進めてきました。

学校教育フォーラムや出前講座などを通じて多くの区民の方々からご意見をいただきながら、平成 25 年 11 月に、生野区における教育環境の課題と改善に向けた取組内容を「生野区小・中学校教育環境再編方針（素案）」を策定し、パブリック・コメント手続きや学校教育フォーラムを経て、さらに多くの区民の皆様のご意見を踏まえた「生野区小・中学校教育環境再編方針（素案）修正版」をとりまとめました。

これまでの取組を踏まえ、素案の内容をより分かりやすいものとするため、基本内容には変更を加えず、図表や注釈を増やすなどの対応を行いながら、学校選択制や指定校変更^{*1}基準の拡大に関する取組をまとめた「就学制度の改善について」と、学校配置の見直しに関する取組をまとめた「学校配置の見直しについて」の 2 つの方針として取りまとめを行うこととしました。

本冊子は、そのひとつとして、平成 27 年度から生野区において導入を進めようとする学校選択制や指定校変更基準の拡大に関する取組をまとめたものです。

今後、この方針をもとに、次代を担う子どもたちのためのよりよい教育環境づくりに、みなさんと一緒に取り組んでいきたいと思います。

大阪市生野区長 清野 善剛

< 目 次 >

1	現状と課題	
(1)	これまでの取組経過	1
(2)	3つの大きな課題	1
2	取組内容	2
(1)	中学校における学校選択制の導入（特定地域選択制）	3
(2)	中学校における指定校変更基準の拡大（部活動）	6
(3)	小学校における指定校変更基準の拡大（通学距離の長さ）	7
	障がいのある児童生徒の就学について	10
3	取組計画	11
	用語注釈	11
	参考 方針決定にあたってのこれまでの経過と今後の予定	12
〔資料〕		
資料 1	学校選択制・指定校変更基準の適用による学校決定までの流れ（例）	16
資料 2	指定校変更要件一覧	17
資料 3	小学校及び中学校通学区域一覧	18

1 現状と課題

(1) これまでの取組経過

小・中学校を活性化させ、本市の教育力の向上を図るため、学校選択制の導入に向けた取組が平成 24 年度から全市的に始まりました。

生野区においては、平成 24 年 5 月に、学校教育フォーラム及び区内全幼稚園・保育所、小学校、中学校の保護者及びインターネットによるアンケート調査を実施し、区民のみなさんから 6 千件以上のご意見をいただきました。

一方、本市教育委員会においては、各区でのみなさんのご意見も踏まえながら、有識者・保護者・学校等のメンバーから成る「熟議『学校選択制』」という委員会を半年間にわたって開催し、その結果を受けて平成 24 年 10 月に「就学制度の改善について」をとりまとめ、各区がその実情に応じて、学校選択制の導入や区によって設定可能な指定外就学基準の拡大などの組み合わせを検討することなどが示されました。

これを受け生野区では、区長が区内全 28 小・中学校を訪問し、学校長や PTA 代表の方々と意見交換を行うほか、就学状況等のデータ収集や分析、教育委員会事務局担当と協議を重ね検討を進めてきたところです。その結果、生野区の教育環境には、次のとおり 3 つの大きな課題があることが浮かび上がってきました。

(2) 3 つの大きな課題

ア 通学区域に関する課題

通学区域（校区）は、通学の見守りや教育活動への支援など地域との連携を考慮して定められていますが、「自宅の目の前にある学校に通えない」、「他の校区を横切って通学している」、「今里筋など大きな道路を渡らないと学校に通えない」、「中学校が、進学してくる小学校の校区外にある」、「進学先が 2 つの中学校に分かれていて、同じ小学校の友達と一緒にの中学校に進学できない」など、通学区域に関する課題を多くの校下で抱えています。

イ 児童生徒数と学校数、学級数に関する課題

近年、区内小・中学校の児童生徒数の減少は著しく、平成 25 年度の児童生徒数は、昭和 50 年度の 3 割程度の水準しかなく、一部では新入学児童数が 20 人にも満たない小学校も見受けられます。

また、平成 25 年度の学級数は小学校 1 学年あたりの平均が 1.5 学級で、全学年 2 学級以上を有する学校は区内 19 小学校中 5 校しかなく、全学年 1 クラスしかない学校数が 5 校にのぼります。中学校でも、1 学年あたり平均 3 学級を下回っており、学年 2 学級以下の学校が 9 校中 3 校、いずれかの学年で 1 学級しかない学校もあり、クラス替えすらままならないという状況が見受けられます。

ウ 学校の施設規模に関する課題

区内の小学校で、運動場面積が最も大きいところと小さいところの差は約 3 倍、また中学校では、その差が 7 倍近くの学校もあります。

施設規模や児童生徒数が大きく異なると、教育活動や部活動の内容にも差が生じることなどが心配されます。

2 取組内容

そこで、生野区における小学校及び中学校の教育環境の抱える3つの大きな課題を解消するとともに、児童生徒や保護者のニーズに応え特色ある学校づくりを進め、学校教育を活性化し、よりよい教育環境を整えるため、「就学制度の改善について」及び「大阪市学校適正配置審議会答申（平成22年2月）」を踏まえ、適宜、小・中学校の再編、学校選択制の導入、指定校変更基準の拡大といった手法を組み合わせ、教育環境の再編を進めます。

具体的には、就学制度の改善として、学校選択制の導入並びに指定校変更にかかる全市統一要件（P17 資料2 参照）に加え、生野区として要件を設定する指定校変更基準の拡大による取組をとりまとめています。

（1）中学校における学校選択制の導入（特定地域選択制）

～教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供します～

教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供し、学校環境を活性化し教育力の向上を図るといった学校選択制が本来果たすべき目的を達成していく観点から、区内の東側エリア（P4 図1 参照）の中学校でのみ選択制を導入することとし、「学校配置の見直し」の取組状況に応じて、全中学校で選択制の導入を目指します。

導入にあたっては、生徒の希望や個性に応じた特色ある学校が適切に選択できるよう、学校説明会や学校公開を実施するなど学校情報の公開に努めます。

（2）中学校における指定校変更基準の拡大（部活動）

～「やりたい部活動」のある学校への入学を希望できる機会を提供します～

住所地により指定される進学先中学校にない部活動を行いたい場合に、当該部活動がある区内の中学校への入学を希望（申立）できる機会を提供することを目的に、区内すべての中学校で実施します。

（3）小学校における指定校変更基準の拡大（通学距離の短さ）

～より近くの小学校への入学を希望できる機会を提供します～

通学区域に課題を抱える当区の特に小学校低学年児童における高いニーズに応えるため、現在の校区的なつながりを保ちつつ、遠くの学校まで通学する児童がより近くの小学校へ入学を希望（申立）できる機会を提供することを目的に、区内すべての小学校で実施します。

(1) 中学校における 学校選択制の導入 (特定地域選択制)

【実施時期】

平成 27 年 4 月から (入学時のみ)

【希望できる方】

東側エリアの小学校下に居住し、区内の中学校に入学する方

＜対象となる小学校＞ 中川小、東中川小、小路小、東小路小、巽小、北巽小、巽南小、巽東小

【希望できる範囲】

東側エリアにあるすべての中学校

＜対象となる中学校＞ 大池中、新生野中、東生野中、新巽中、巽中

【優先条件】

受入可能人数*²を超え抽選となった場合、希望者のうち ① 兄弟関係、② 進学先中学校 の順に優先的事項として配慮します。

* 手続きの流れは P16 [資料 1] をご確認ください。

ご注意ください！

- ❗ 新入学時のみ希望できます。(希望は第 2 希望まで可能)
- ❗ 住所地により指定される通学区域校*³を希望する場合は必ず就学可能です。
- ❗ 通学区域校とは別の学校への就学を希望し、その学校の受入可能人数を超えた場合は、希望者の中から公開抽選で就学者を決定します。抽選に漏れた場合は、住所地により指定される通学区域校に就学していただきます。
- ❗ 自転車通学はできません。

図1 中学校における学校選択制の概要



東側エリア		
小学校名	進学先中学校名	
	通学区域校	希望可能校名
中川	大池中	東生野中、新生野中、巽中、新巽中
東中川	東生野中	大池中、新生野中、巽中、新巽中
小路	東生野中	大池中、新生野中、巽中、新巽中
東小路	新生野中	大池中、東生野中、巽中、新巽中
巽東	新生野中	大池中、東生野中、巽中、新巽中
北巽	巽中	大池中、東生野中、新生野中、新巽中
巽	住所地により	大池中、東生野中、新生野中
	巽中か新巽中	住所地により巽中か新巽中
巽南	新巽中	大池中、東生野中、巽中、新生野中



中学校における学校選択制の導入（特定地域選択制）について よくある質問とその回答

Q 1. 小学校では学校選択制を導入しないのか？

当区では小学校の約7割が小規模校となっており、制度目的を果たしていく環境が整っていないことから、学校選択制の導入を行いません。

Q 2. 西側エリアにある小学校下に居住しているが、指定校変更基準の適用（全市統一の要件）で東側エリアの小学校に通学している。中学校に進学する際に学校選択制を活用できるのか？

学校選択制が適用されるのは東側エリアの小学校下に居住する方ですので、西側エリアの小学校下に居住している方は学校選択制は活用できません。ただし、全市統一の指定校変更基準を適用して就学している場合、進学時も引き続き制度を活用して通学区域校を変更できることがあります。詳しくは、制度の導入が決定して以降、区役所窓口サービス課（就学事務担当 6715-9963）までお問い合わせください。

Q 3. 学校選択制と指定校変更基準の違いがよくわからない。

それぞれの制度の目的により、適用対象や内容に違いがあります。

- ・ 学校選択制

生徒や保護者が教育活動など学校の特色によって就学する学校を希望できる

- ・ 指定校変更基準の適用

特段の理由があり、一定の条件を満たす場合に、通学区域以外の学校への就学を認める例外規定

＊ 手続きの流れはP16〔資料1〕をご確認ください。

(2) 中学校における 指定校変更基準の拡大 (部活動)

【実施時期】

平成 27 年 4 月から (入学時のみ)

【希望できる方】

区内中学校に入学する方 (全校区) で、進学先中学校にない部活動を希望する方

【希望できる範囲】

区内全中学校

* 手続きの流れは P16 [資料 1] をご確認ください。

ご注意ください！

- ❗ 新入学時のみ希望できます。(希望は第 1 希望のみ可能)
- ❗ 学校選択制実施校においては、まず選択制による希望者が優先されます。
- ❗ 受入可能人数*²を超える希望があった場合は、公開抽選で就学者を決定します。
- ❗ 抽選に漏れた場合は、住所地により指定される通学区域校*³に就学していただきます。
(通学区域校には必ず就学できます。)
- ❗ 自転車通学はできません。

中学校における 指定校変更基準の拡大 (部活動) について よくある質問とその回答

Q1. 具体的にどのような場合に制度を利用できるのか？

例えば、通学区域校 A 校に弓道部がなく、区内の別の B 中学校や C 中学校に弓道部がある場合、弓道部への入部を目的に B 校や C 校を希望することができます。

Q2. 希望していた部活動が入学後廃部されたらどうするのか？

部活動は課外活動であるとともに教員には異動があり、希望する部が必ず存続する訳ではないことを予めご了承ください。なお、入学後に廃部などで部活動を継続できない場合であっても引き続き就学し続けることになります。原則として入学後に学校を変更することはできません。

(3) 小学校における 指定校変更基準の拡大 (通学距離の短さ)

【実施時期】

平成 27 年 4 月から (入学時のみ)

【希望できる方】

区内小学校に入学する方 (全校区)

【適用条件】

自宅玄関から住所地により指定される通学区域校*³の正門までの直線距離が概ね 400m 以上*⁴あり、通学区域校よりも近くに別の学校がある場合 (ただし、区内に限ります)

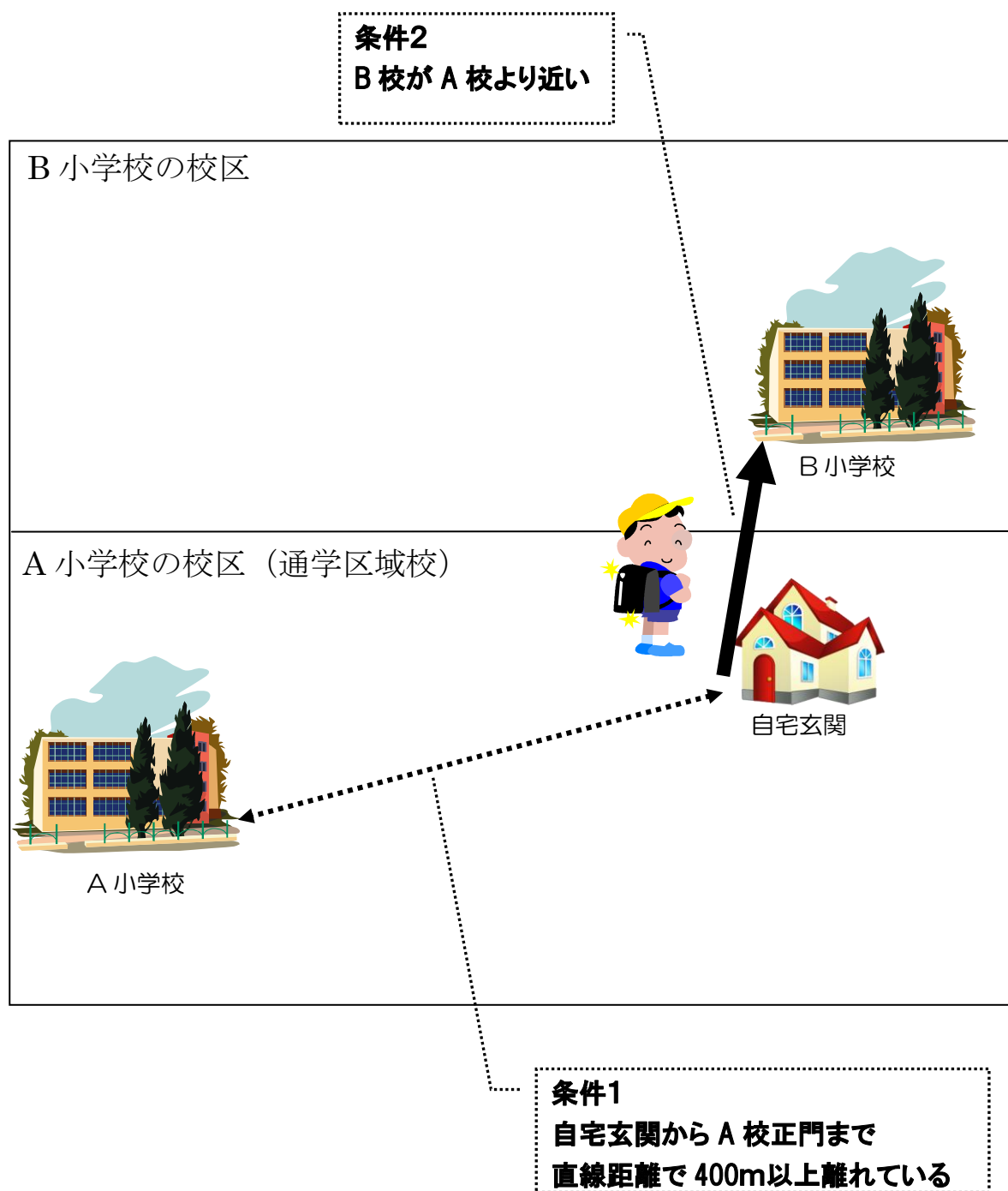
なお、障がいのあるお子さんの通学などで安全に特に配慮を要する等の場合は、別途優先制度を活用できることがありますので、区役所窓口サービス課 (就学事務担当) にご相談ください。

* 指定校変更要件は P17 [資料 2] をご参照ください。

ご注意ください!

- ❗ 新入学時のみ希望できます。(希望は第 1 希望のみ可能)
- ❗ 通学区域校とは別の学校への就学を希望し、その学校の受入可能人数*²を超えた場合は、希望者の中から公開抽選で就学者を決定します。抽選に漏れた場合は、住所地により指定される通学区域校に就学していただきます。
- ❗ 自転車通学はできません。

図2 小学校における指定校変更基準の拡大（通学距離の短さ）の制度概要





小学校における指定校変更基準の拡大（通学距離の短さ）について
よくある質問とその回答

Q1. 当要件を適用して通学区域校ではない小学校に通学した場合、中学校へ進学する際にはどこが進学先になるのか？

住所地により指定される（本来の）通学区域校である小学校の進学先の中学校になります。

その中学校が、現在通学している小学校の進学先と異なる場合は、学校選択制や指定校変更基準を適用して、別の中学校を希望することは可能です。その場合も、各学校で設定される受入れ可能枠を超えた希望があった場合は、希望者の中で抽選となります。

「全市統一の指定校変更基準」の適用を受けている場合は、引き続き同基準を適用して進学先を変更できる場合があります。詳しくは、制度の導入が決定して以降、区役所窓口サービス課（就学事務担当 6715-9963）までお問い合わせください。

Q2. 条件を満たす学校が2つ以上ある場合はどうなるのか？

どちらの学校でも希望可能です。通学の安全等を考慮し、保護者の方が適切にご判断ください。

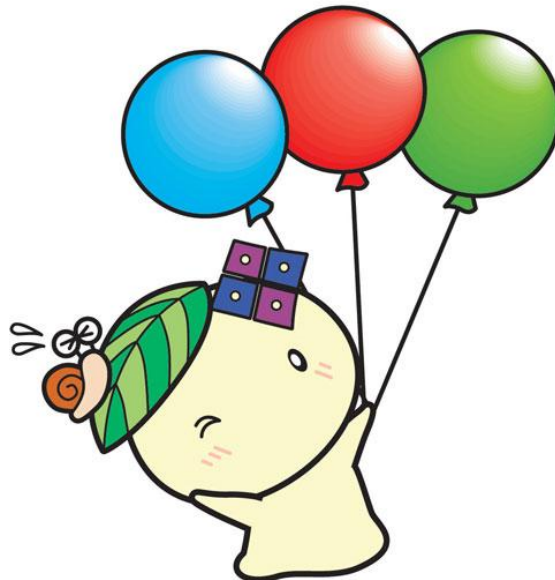
Q3. 外国籍だが制度は利用できるのか？

生野区に住民登録がある方であればどなたでも指定校変更基準や学校選択制の適用対象となります。外国籍住民の方は、小学校に入学予定の前年度の9月頃に送付する「入学申請書」を区役所にご提出いただく必要があります。詳しくは、制度の導入が決定して以降、区役所窓口サービス課（就学事務担当 6715-9963）までお問い合わせください。

＜障がいのある児童生徒の就学について＞

就学制度の改善にあたって障がいのある児童生徒の就学については、早い時期から個別の就学相談を通じ障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いて、丁寧な対応を行っていきます。

長期の通院加療やいじめ等、心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒についても、個別に相談を受け、子ども本人の心身の状況等や本人及び保護者の意向など個別のケースに応じた丁寧な対応を行っていきます。



3 取組計画

「学校配置の見直し」における取組の影響を考慮しながら、区内全中学校での学校選択制の導入を目指します。

表1 就学制度の改善に関する取組計画の概要

		西側エリア	東側エリア
対象校	小学校	北鶴橋小、御幸森小、鶴橋小、東桃谷小、勝山小、林寺小、生野小、田島小、舍利寺小、生野南小、西生野小	中川小、東中川小、小路小、東小路小、巽小、北巽小、巽南小、巽東小
	中学校	勝山中、生野中、田島中、鶴橋中	大池中、新生野中、東生野中、新巽中、巽中
平成27年度		—	(1) 中学校における学校選択制の導入 (特定地域選択制)
		(2) 中学校における指定校変更基準の拡大(部活動) (3) 小学校における指定校変更基準の拡大(通学距離の短さ)	
平成31年度 (見込み)		区内全中学校における学校選択制の導入	

用語注釈

*1 「指定校変更」

「指定外就学」が、制度改正により平成26年4月1日から「指定校変更」となりました。

*2 「受入可能人数」

学校の教室数や次年度の入学予定者数を考慮し、学校と区で協議し教育委員会事務局が決定し公表します。

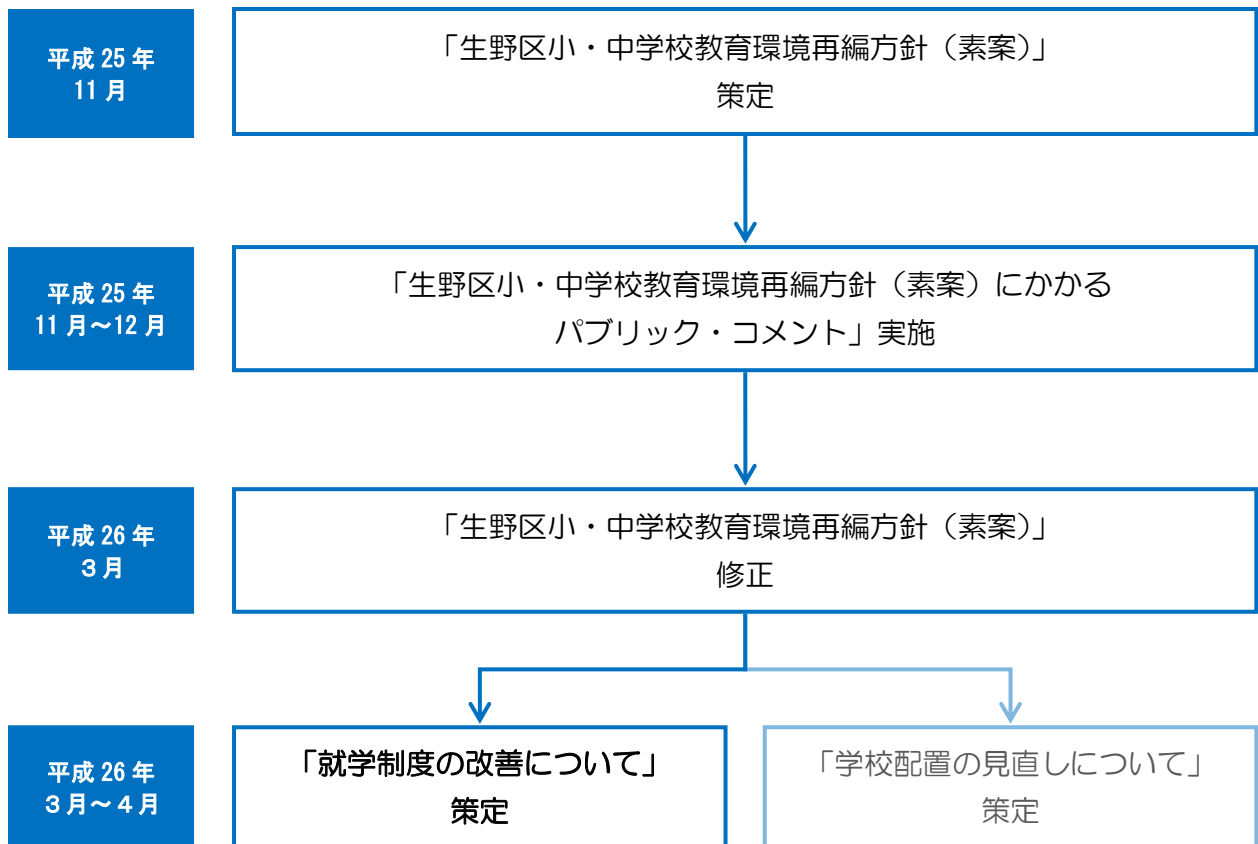
*3 「通学区域校」

規則に基づいて行政が指定する就学校。原則として住所地により予め決定されています。

*4 「400m 算定の考え方」

低学年児童の歩行速度を大人の標準歩行速度80m(毎分)の2/3程度と想定し、通学に概ね10分以上を要する区域を、実際の歩行ルートなどを勘案して直線距離で概ね400mと規定。

(参考 方針決定にあたってのこれまでの経過と今後の予定)



〔 資 料 〕

〔資料１〕	学校選択制・指定校変更基準の適用による学校決定までの流れ（例）・・・	16
〔資料２〕	指定校変更要件一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
〔資料３〕	小学校及び中学校通学区域一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	18

学校選択制・指定校変更基準の適用による学校決定までの流れ（例）

学校選択制・指定校変更基準の適用における、平成 27 年 4 月入学の場合の小・中学校それぞれの学校決定までの流れの一例は以下のとおりです。

なお、実際の手続きについては、平成 26 年度に対象者に送付するご案内をご確認ください。

時 期		小 学 校	中 学 校	
		指定校変更基準 (通学距離の短さ)	指定校変更基準 (部活動)	学校選択制
平成 26 年	9～10 月	—	部活動一覧の送付	学校案内、希望調査票の送付
		—	見学など	学校説明会・見学など (各学校で実施)
	10 月末	—	—	希望調査票提出期限
	12 月	—	—	公開抽選
		就学通知書、手続きなどご案内の送付		
平成 27 年	1 月～ 2 月	指定校変更基準の適用申請		・ 当選された方の辞退受付 ・ 抽選に漏れた方の繰上げ申請
		公開抽選 (受入れ可能人数を超えた場合)		
	3 月	就学先の確定		
	4 月	入学		

指定校変更要件一覧

(１) 指定校変更にかかる全市統一の要件（基準） * 平成 26 年 4 月 1 日から全市で適用開始	
1	住宅の新築又は購入により、1 年以内に通学区域外に転居することが確実な場合で、あらかじめ転居後の住所の通学区域の学校に就学を希望する場合
2	住宅の建て替え等に伴う一時的な転居で、従前の居住地に戻ってくることが確実な場合で、引き続き従前の小、中学校への就学を希望するとき
3	学年途中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の小・中学校への就学を希望するとき
4	小学校 4 年の最終学期の修了式の日以後又は中学校入学後の通学区域外への転居の場合で、卒業までの間、在学する学校に就学を希望する場合
5	保護者の就労等により留守家庭児童となり、保護者不在時に本人の在宅が困難な場合で、保護者の勤務地の通学区域の小学校、または、保護者に代わる親族の住所地の通学区域の小学校へ就学を希望するとき【小学校のみ】
6	市外に在住する児童生徒が大阪市立の小、中学校の院内学級に入級するとき
7	通学区域外で、本市が指定する小、中学校の特別支援学級に就学するとき
8	障がいのある児童生徒等及びその保護者が、就学相談等を経て、通学区域外の学校の特別支援学級を希望する場合で、指定校変更が必要と認められる場合
9	いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒及びその保護者が転学を希望し、かつ、指定校変更することにより就学環境の改善が見込まれる場合
10	長期の通院加療等、心身的な事情により特に教育的配慮を要する場合
11	通学上の安全確保に著しく支障が生じていると認められ、特に配慮の必要がある場合。ただし、小学校就学予定者及び児童に限る
12	通学区域の変更に伴い、通学区域校が変更となる場合で、在学する学校に就学を希望する場合
13	他の学校への統合が予定されている場合で、あらかじめ統合後の学校に就学を希望する場合。ただし、受入可能な場合に限る
14	学校選択制を実施する区において、通学区域外で、かつ在学する学校を選択することができる区域に転居した場合で、在学する学校に就学を希望する場合
15	施設一体型小中一貫校に在学する児童生徒が、通学区域外に転居した場合で、現に在学する施設一体型小中一貫校に就学を希望する場合
16	指定校変更を受けた兄弟姉妹がいる場合で、当該兄弟姉妹と同じ学校に就学を希望する場合
17	小学校を卒業するまでの間、指定校変更基準（全市統一の要件）により通学区域校の変更を受けた中学校就学予定者及びその保護者が、当該小学校と同一の通学区域を含む中学校に就学を希望する場合。*区が設定する指定校変更要件（通学距離の長さ）については適用対象外
18	その他指定校変更が必要と認められる場合
(２) 区が設定可能な指定校変更要件（基準） * 平成 27 年 4 月 1 日から生野区で運用開始予定	
1	通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い小学校がある場合（区内のみ） ただし、自宅玄関から通学区域校の正門までの直線距離が 400m 以上ある場合に限る
2	就学校として指定された中学校に希望する部活動がなく、当該部活動を行う中学校に就学を希望する場合（区内のみ）

*大阪市教育委員会規則第 40 号「大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則」（平成 25 年 9 月 18 日公布）に基づき作成